

－ 制 定 ・ 改 廃 の 概 要 －

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例

公布年月日・番号 平成31年3月29日・東京都条例第37号

1 概要

(1) 改正理由

建築物の新築等において環境性能の更なる向上を図るため、建築物環境計画書の提出を求める建築物に係る規定を改めるほか、所要の改正を行う必要がある。

(2) 改正内容

- ア 建築物環境計画書の提出を求める建築物の対象規模を拡大するため規定を改める。
- イ マンション環境性能表示について、表示を行うことができるマンションの対象規模を拡大するため規定を改める。
- ウ 省エネルギー性能評価書について、名称を環境性能評価書に改め、建築物環境計画書で記載を求める内容全般の評価を記載するように規定を改める。
- エ 不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行による工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）の改正に伴い、条例別表第二及び別表第七中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
- オ その他所要の規定整備等を行う。

2 施行日

平成32年4月1日。ただし、(1)エについては平成31年7月1日。

3 問い合わせ先

1 (2) (エを除く。)

環境局都市地球環境エネルギー部環境都市づくり課建築物担当

直通 03-5388-3515

内線 42-753

1 (2) (工)

環境局総務部総務課文書担当

直通 03-5388-3417

内線 42-132